



前年比

40円UP!!



現在の賃金額と岐阜県最低賃金額（令和5年10月1日～）と比較してみましょう！

1 時間給の場合	時間給 円	\geq	最低賃金額 (時間額) 950円				
2 日給の場合	日給 円	\div	1日の平均 所定労働時間 時間	=	時間給 円	\geq	最低賃金額 (時間額) 950円
3 月給の場合	月給 円	\div	1か月の平均 所定労働時間 時間	=	時間給 円	\geq	最低賃金額 (時間額) 950円

4 上記1, 2, 3が
組み合わさっている場合例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）
が月給の場合

- ①基本給（日給）→2の計算で時間額を出す
- ②各手当（月給）→3の計算で時間額を出す
- ③①と②の合計額 \geq 950円（最低賃金額）

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は参入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆手当、通勤手当及び家族手当

※1円未満の端数があっても端数処理せずに最低賃金額と比較します。949.5円の場合、最低賃金額（950円）を下回ります。

計算例 ～月給制の場合～

基本給 : 150,000
職務手当 : 15,000
通勤手当 : 10,000
時間外手当 : 20,000
合計 : 195,000

(1) 支給された賃金から最低賃金の対象とならない通勤手当・時間外手当を除きます。

$$195,000円 - (10,000 + 20,000) = 165,000円$$

(2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると

$$(165,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 990円 > 950円$$

となり、岐阜県最低賃金額（令和5年10月1日以降）以上となります。

※詳しくは、岐阜労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。



賃金上げを支援する助成金等のご案内

生産性向上のための取組を行い、賃金を引き上げる事業主の皆様へ

業務改善助成金

働き方改革推進支援助成金

交付申請期限：令和6年1月31日

交付申請期限：令和5年11月30日

申請期限は予算の都合上、早まる可能性があります！



主な取組・導入事例・・・

- ・ドローン（建設業）
- ・スマートレジ（小売業）
- ・ハンドリフト（製造業）
- ・センサー付きマット（介護業）
- ・勤怠管理システム

くわしくはこちら



業務改善助成金

検索

働き方改革推進支援助成金

検索

上記の助成金の詳細は雇用環境・均等室（TEL 058-245-1550）にお問い合わせください。

業務改善助成金についてご不明な点があれば、

業務改善助成金コールセンター（TEL 0120-366-440 受付時間 平日 8:30～17:15）

もご利用ください。

中小企業庁の補助金のご案内

思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の方に

事業再構築補助金

CHALLENGE!!

生産性の向上に取り組む中小企業等の方に

ものづくり補助金



ITサービスを活用したい中小企業等の方に

IT導入補助金



くわしくはこちらから



中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索はこちら



「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家が「賃金上げへの対応」をお手伝いします！**無料**

岐阜労働局では、「ぎふ働き方改革推進支援センター」

（民間委託）を設置しています。

センターには、多数の専門家(社労士、中小企業診断士)が登録しており、働き方改革関連法に関する課題解決を目指す事業主の皆様へ、無料で相談等の支援を行っています。

くわしくはこちら



中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善は？

ぎふ働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を無料で支援します！



悩める経営者の子カラスになります！

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 雇正働者
- 36協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策

ワン・ストップ
無料相談

無料個別企業訪問